

福島医発第 731 号（地）
令和 7 年 6 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る
一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年能登半島地震に関する一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いにつきましては、令和 6 年 1 月 16 日付け福島医発第 2583 号（地）等にてご連絡申し上げているところです。

今般、財務省主計局給与共済課長より各共済組合担当課長に対し、当面、令和 7 年 6 月末日までとされていた被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 9 月末日まで引き続き延長していただきたい旨要請されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

（令 7. 5. 27 事務連絡 財務省主計局給与共済課長）

日医発第375号（保険）
令和7年6月2日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る
一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について

令和6年能登半島地震に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和6年1月12日付（日医発第1800号（保険））「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」等にてご連絡申し上げているところです。

今般、財務省主計局給与共済課長より各共済組合担当課長に対し、当面、令和7年6月末日までとされていた被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和7年9月末日まで引き続き延長していただきたい旨の要請がなされましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

（令7.5.27 事務連絡 財務省主計局給与共済課長）

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
山 本 庸 介

令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年12月20日付事務連絡「令和 6 年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 7 年 6 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 7 年 7 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴共済組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、ご回答いただきますようお願いいたします。

一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長を実施するとご回答いただいた共済組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予の対象となる共済組合として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知する予定としていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限については、令和 7 年 6 月 6 日（金）12 時までとしますが、意向が確定次第、速やかにご報告をお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和 7 年 6 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 7 年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の免除を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、免除期間を令和 7 年 9 月末日まで延長していただきたいこと。